

宇治市情報公開・個人情報保護審議会の会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の会議を、宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する審議を除き、原則的に会議を公開するものとし、この要項により会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 審議会は会議を開催するに当たり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(会議の非公開)

第4条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする理由を明らかにした上で、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関し、審議等をする場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合
- 2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

(傍聴席の区分)

第5条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の定員は、会議場の広さに応じ、5名から20名まで程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他の人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者
(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 私語、談笑等、会議を妨害しないこと。
- (4) 鉢巻き、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りではない。
- (7) 携帯電話その他音の発生する機器は電源を切り、又は音の発生しない状態とすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
(会長の指示)

第10条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第13条 審議会は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議録の閲覧)

第14条 審議会は、公開した会議の会議録を作成し、その副本を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

2 審議会は会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた会議概要書面を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。